

いわゆる「宮廷」の問題

若原英明

はし が き

イギリスの史学界において、ヒル、トニー、ドップらにより、ピュリタン革命をブルジョアの革命として位置づける立場がうちだされ、これに対する各方面からの批判の中で、とくに新保守主義を代表したトレヴァ・ローパーが階級史観を真向うから否定し、その上に立って、革命を「宮廷」対「地方」という新たな対立シエーマで把握することを提言したのは、すでに周知の事実であろう。⁽¹⁾

これには、実証史学からのマルクス主義批判も同時に加わったのであるが、その後この対立シエーマは、各論者によってその内容に相違がありながらも、かなり広汎に使用されるようになり、当のヒル自身をはじめ、ザゴリン、ストーン、ヘクスターらは、いずれもこの対立シエーマにも

とづく革命論を展開するに至ったのである。これが、ブルジョア革命論の「崩壊」といわれる現象であろう。⁽²⁾

他方、これと併行するかのように、最近わが国においても、ピュリタン革命すなわちブルジョア革命とする解釈が崩壊したことを説く論者が登場した。ここでは、従来の通説に見られる社会経済史偏重が、基底還元主義として反省され、その革命論の硬直化と形骸化が指摘され、これに代るべきものとして、「宮廷」対「地方」、あるいは「国家」対「社会」という新たな対極概念の有効性が強調されたのであった。⁽³⁾ いわば日本における「経済史ばなれ」の風潮と、イギリスにおける対立シエーマの提起とが接合された現象というべきであろうか。

この場合、まず問題となるのは次の諸点である。第一は、そのさい従来の通説的見解とその問題点は、正しく把握され、位置づけられた上で批判されているかという点で

あり、第二は、新しい概念装置の導入は、有効かつ適切といえるかどうかの問題である。このうち第一については、すでに多少とも触れたことがあるので、ここでは論点をもつばら第二の問題に限定することにした⁽⁴⁾。といつても、概念装置の有効性いかにについて直接に論ずることを意図してはいない。むしろ、その前提となる実態把握の試みであるといえよう。

新しい概念装置の有効性を検証するためには、何よりも「宮廷」および「地方」についての実態分析が不可欠であろう。しかしながら、現在までのところそれは十分に果たされているとはいえず、とくに一七世紀初期の「宮廷」については、ほとんど具体的分析を欠如したまま、対極概念の提言だけが先行しているように見られる⁽⁵⁾。本稿はささやかながら、官職保有の問題を軸として「宮廷」の実相に触れることを意図している。「宮廷」とは、内容的に異なるものかを探りながら、同時に、「宮廷」対「地方」という対極概念は成立するのか、それはいかなる次元の対立であるのか、といった問題をも併せて考察してみたい。

そして、このような試みは同時に、絶対王政の構成要因が革命に対してもつ連続と非連続の関係を洞察し、また、革命における党派構成の諸要因を再検討するためにも、一定の意義を主張し得るものと思われる。

叢人文科学系列『第二〇号 一九六八年』、越智武臣『近代英国の起源』(一九六五年)、植村雅彦『エリザベスとその時代』(一九七三年)などは、この分野の数少ない先駆的業績である。

一 「宮廷」とは何か

「宮廷」といっても、その規定は論者によって区々であり、現状ではかなり曖昧な概念といわねばならない。ここでは差当り、以下二点の内容を含む用語として使用することにした。すなわち、(1)当時の中央政府諸機構および宮廷内機関と、(2)そこに位置する中堅管理職以上の官職保有者⁽¹⁾である。

そこで、まず中央政府の諸機構であるが、表1は、エイルマーによってその大要を示したものである。枢密院 Privy Council、国王秘書官職 Secretaries of State、印璽 Seals 保管職、財務府 Exchequer など、その主要部門について若干説明を加えておきたい。

(i) 枢密院 宮廷政治とは、何よりも国王が直接君臨することによって成立する政治組織ではあるが、枢密院はその下での最高行政司法機関であり、中央政界の頂点に位する。枢密院 Privy Councilors は国王による任命であり、その下

「いづゆる「宮廷」の問題(若原)

註(1) C. Hill, *The English Revolution 1640, 1640*. 田村秀

夫説『イギリス革命』。R. H. Tawney, *The Rise of the Gentry* (Eco. H.R. XI) 1941. 浜林王夫説『ハンター』の勃興』。M. Dobb, *Studies in the development of Capitalism*, 1946. 京大近代史研究会訳『資本主義発展の研究』。H. R. Trevor-Roper, *The Gentry 1540-1640*. (Eco. H. R. Supplement) 1953. H. R. Trevor-Roper, "The General Crisis of the Seventeenth Century", in T. Ashton (ed), *Crisis in Europe 1560-1660*, 1965.

(2) C. Hill, *The Century of Revolution 1603-1714*, 1961. P. Zagorin, *The Court and the Country, the Beginning of the English Revolution*, 1969. L. Stone, "The English Revolution", in R. Forster & J. R. Green ed., *Preconditions of Revolution in Early Modern Europe*, 1970.

なお、この問題をめぐる現在の研究状況については、今井宏「イギリス革命研究の問題点」(柴田三千雄、松浦高嶺編『近代イギリス史の再検討』一九七二年)から多大の教示をうけた。

(3) その代表的なものとして、今井宏「イギリス革命」『若波講座世界歴史』15、近代2、一九六九年)がある。

(4) 拙稿「イギリス革命研究のあり方について」(『イギリス史研究』17、一九七三年)。

(5) やや時代が異なるとはいえ、大野真弓「イギリス絶対主義官僚の性格」(『三枝博音記念論集』一九六四年)、同「エリザベス朝官僚の二三の性格」(『横浜市立大学論

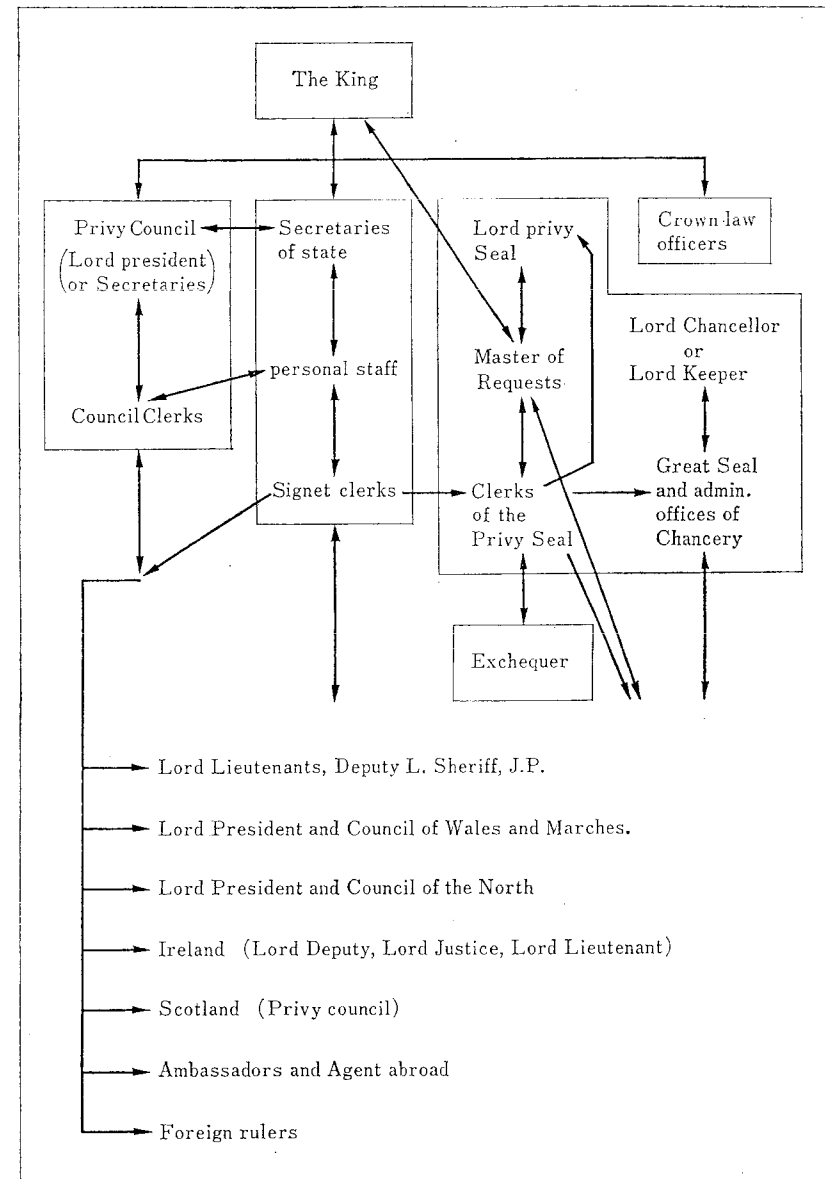
に位置する各部署の長官職を兼任していた。表2は、チャールズ一世治下の主要構成員であるが、同時に最高位官職の宮廷内序列を表わしている。また、一六二五〜四〇年の構成員を表示しておいた⁽²⁾。

(ii) 国王秘書官職 機構上は枢密院の下位にありながら、国王に直属する側面をもっていた。はじめ対フランス交渉を中心に外務諸事項を担当したが、内政面にも次第に権限領域を拡張、エリザベス治下に寵臣W・セシルが長官職についたことで、その国政上に占める地位は決定的になったといわれる。秘書長官は、御璽 Signet の保管職でもあ⁽³⁾る。

(iii) 印璽保管職 国璽 Great Seal、玉璽 Privy Seal および御璽の三つの印章保管職から成っていた。国璽は、国家最高の印章として一〇四三年以降使用されたが、その保管職として国璽尚書 Lord Chancellor or Lord Keeper があり、執務機関たる大法官庁 Chancery は、国王の認証代行機関として一時は最高位の役割を果たしていた。玉璽は一三世紀以来のもので、その保管職が玉璽尚書 Lord Privy Seal であり、また御璽は、一四世紀以降に使用されたものである。

しかし、歴史上これら三つの印璽は、たんなる併存状態で各機能を分担したわけではない。そこには、諸機関相互

表1 中央政府諸機構



G.E. Aylmer, The King's Servant, P14より抄出

表2 枢密院の構成

<職務上の参加資格者>	<次位参加資格者>
Archbishop of Canterbury	Lord Great Chamberlain
Lord Chancellor (Lord Keeper)	Earl Marshal
Lord Treasurer	Queen's Lord Chamberlain
Lord President of the Council	Lord Treasurer of Scotland
Lord Privy Seal	
Lord Admiral	Archbishop of York
Lord Steward	Master of the Horse
Lord Chamberlain	Chancellor of the Duchy
Lord Lieutenant of Ireland	Master of the Wards
Chancellor of the Exchequer	Master of the Rolls
Secretaries of State 2	
Treasurer of the Household	
Comptroller of the Household	

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 21 より作成

表3 枢密院の構成人員

	1625	1630	1635	1640
全 体 数	30	42	32	35
俗 人 貴 族	20	30	24	27
庶 民	7	8	6	5
主 教	3	4	2	3
官 職 保 有 者	25	33	27	27
非 官 職 保 有 者	5	9	5	8
スコットランド人	4	6	7	6
そ の 他	2	4	3	3

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 20.

いわゆる「宮廷」の問題(右原)

の地位と権限をめぐる宮廷闘争があり、印章分出は、その所産ともいふべきものであった。その意味では、分出の最終段階が、国王の直接命令文書に使用される御璽において止まった事実と、その保管職たる秘書長官の国政上における権限定着とが、密接に絡み合っていた点に留意すべきであろう。なお表4に、上記諸部門の主要官職を示してお

表 4 中央行政部門の主要官職

(I) Secretaries of State	2
Clerks of Signet	4
French Secretary	
Latin Secretary	
German Interpreter	
(II) Lord Chancellor	
Chief secretaries	2
secretaries	2
Prothonotary	
Clerk for engrossing patents	
(III) Lord Privy Seal	
Masters of Requests	4
Clerks of the Privy Seal	4
deputy Clerks	4
(IV) Crown law officers	
Attorney-General	
Solicitor-General	

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 470 より作成

いた。

(iv) 財務府 国家財政の主務官庁といえよう。一七世紀には上局 Upper Exchequer と下局 Lower Exchequer に分化しており、前者は政府会計の清算および決算を、後者は金銭出納とその記録作成を主たる任務としていた。大蔵卿 Lord Treasurer を筆頭に構成員は一七〇人前後であるが、表 5 は、財務府内の主要官職をその fee 収入と共に列挙したものである。

しかし、一七世紀の王室財政部門について語るには、財務府と併立する家政部 Household、私室 Chamber、国王

表 5 Exchequer における主要官職と fee (1630年代)

Lord Treasurer	£ 7,000~9,000
Chancellor of the Exchequer	2,000~3,000
Chief Baron, 3 Puisne Barons and Cursitor Baron	7,500~9,000
Kings Remembrancer	1,400
Lord Treasurer's Remembrancer	1,200
Clerk of the Pipe	1,500
Revenue and Prest Auditors	3,000~3,500
Other officers of the upper Exchequer	3,000~3,500
Receiver-Generals	2,000~2,500
Under-clerks upper Exchequer	3,000~3,300
Officers of the lower Exchequer	5,000
Under-clerks	1,500
	£ 38,100~44,600

G.E. Aylmer. *op. cit.*, p. 243.

表 6 家産部門の構成人員 (1630年代)

Household below stairs	305+
Royal Stables	263
Chamber and offshoots	580~620
Great Wardrobe	60
Gentlemen Pensioners	55
Yeoman of the Guard	210
Household and Chamber of the royal children	202
Queen's Household	172
	1840~60(+600)

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 27.

衣裳室 Great Wardrobe、後見裁判所 Court of Wards and Liveries など、宮廷内諸機関にも言及する必要がある。これらが全体として王室の家産部門を形成し、宮廷政治の構成要素をなしたからである。家産部門の重要性は、一七世紀にはすでに減退化したといわれるが、それが抱える全構成員は、なお二千人前後におよび、運用費はむしろ膨大化していたのであった。なおこの時点では、私室 Chamber—Household above stairs は、主に儀式、供応

関係の担当部門をいい、家政部 Household—Household below stairs は、日常的な調達担当部門をなしていた。

国王衣裳室は、家政部とは一応別個に王室の家具、衣裳部門を担当した部局であり、この時点の構成員は六〇名程度であった。また後見裁判所は、国王の後見権はじめ封建的諸権利の執行にあたり、財務府とは別の機関であったが、その長官は大蔵卿兼任の場合が多かったようである。主要官職数は二〇前後である。

そのほか重要な中央部局としては、裁判所 Justice and the law courts、税関 Custom Staff、造幣局 Mint、兵器部 Ordnance、海軍部 The Navy、ロンドン塔 Tower of London、ランカスター公領 Duchy of Lancaster など、あげられるが、裁判所関係についてのみ簡単に触れておきたい。

中央の司法機構は、普通法裁判所 Common law courts、衡平法裁判所 Equity courts of Chancery & Request、大権裁判所 Prerogative courts、教会裁判所 Ecclesiastical courts の主要四部門から構成されていた。

普通法裁判所は、王座裁判所 Court of King's Bench、民訴裁判所 Court of Common Pleas、財務裁判所 Court of Exchequer の三つを主軸とし、普通法の運用にあたったが、他方、衡平法の法理と手続による衡平法裁判所は、

表 7 中央司法部門の主要官職

(I) King's Bench :	(V) Requests :
Lord Chief Justices	Lord Privy Seal
Puisne Justioes 3	Masters of Requests 4
Clerks of the Crown 2	Registrar, Clerk of the Court
(II) Common Pleas :	(VI) Star Chamber :
Chief Justice	Privy Councillors 28~45
Puisne Justices 3	Lord Chief Justice of King's Bench
Chief Prothonotary	Chief Justice of Common Pleas
Prothonotaries 2	Attorney-General
(III) Exchequer :	(VII) The High commission :
Chief Baron	Chief Registrar
Puisne Barons 3	King's Advocate
(IV) Chancery :	Clerks of the Acts 2
Lord Chancellor	(VIII) Wards & Liveries :
Master of the Rolls	Master
Masters 12	Receiver-General
The Six clerks	Surveyor
Registrar	Attorney

G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 477~487 より作成

表 8 教会裁判所諸法廷

(a) The Court of Delegates Registrar
(b) The Court the Arches Dean of the Arches
(c) The Court of Audience Judge
(d) Prerogative Court of Canterbury Judge or Commissary
(e) Court of the Archbishop's Vicar-General Vicar-General

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 486.

大法官の主宰する大法官裁判所 Court of Chancery が中心であった。また、普通法に対して国王大権の発動機関となった大権裁判所は、周知のように、星室庁裁判所 Court of Star Chamber と高等宗務裁判所 Court of High Commission がその代表的存在であった。表 7 は、これら司法部門の主要官職を列挙したものである。また教会裁判所は、

表示した諸法廷とその各判事で構成されていた。⁽⁸⁾ 以上で、枢密院を頂点とする中央政府諸機構と宮廷内機関について、粗略ながらその概要に触れたこととした。「宮廷」とは何よりもまず、このような中央の諸部局とそこに配置された主要官職群をさすものであろう。

(1) G.E. Aylmer, *The King's Servants, The civil service of Charles I 1625-1642*, 1961, pp. 8-10. P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 40-41. L. Stone, *The Crisis of Aristocracy 1558-1641*, 1966, pp. 398-402.

(2) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 19-23. J.P. Kenyon (ed.), *The Stuart Constitution 1603-1688*, 1968, pp. 117-119.

(3) G.R. Elton (ed.), *The Tudor Constitution*, 1968, pp. 116-119. J.R. Tanner, *Constitutional Documents of Reign of James I 1603-1625*, 1961, pp. 110-113. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 18-19.

(4) 玉璽は、国璽を用いる文書作成の命令書、または国王の非公式命令伝達書に使用され、御璽は、玉璽を用いる文書作成命令書、あるいは国王の秘密命令伝達書に使用された。G.R. Elton (ed.), *op. cit.*, pp. 116-119. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 18-19.

(5) G.E. Aylmer, *The officers of the Exchequer, 1625-1642*, in F.J. Fisher (ed.), *Essays in the Economic & Social History of Tudor & Stuart England*, 1961, pp.

つむゆる「宮廷」の問題(若原)

164-181. G.E. Aylmer, *The King's Servants*, pp. 34-38. G.R. Elton (ed.), *op. cit.*, pp. 128-133.

(6) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 27-29.

(7) M. Prestwich, *Cranfield, Politics and Profits under the Early Stuarts*, 1966, pp. 12-13, 227-232. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 29-30. H.E. Bell, *An Introduction to the History and Records of the Court of Wards and Liveries*, 1953, pp. 67-86. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 33-34.

(8) J.R. Tanner, *op. cit.*, pp. 173-177. J.P. Kenyon (ed.), *op. cit.*, pp. 90-94. G.R. Elton (ed.), *op. cit.*, pp. 158-163. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 44-56.

二 官職保有の諸相

中央政府と宮廷内機関の主要部分について概説したあと、そこでの官職保有の実態を、さらに立入って検討することにした。

「宮廷」は、いうまでもなく国王を頂点とする国家権力機構である。国家権力はそこを起点に発動され、行使されるであろう。「宮廷」の構成員は、各々その地位と権能に応じて権力の特定部分を分有し、その執行に参与するもの

表 9 主要な官職収入 (1630~1640)

Officer	Fee or Salary (£)	Pension Annuity (£)	Diet or Board Wages (£)	fees and gratuities (£)	Total £ p.a
Council Clerk A	50	731. 81+	6 (day)+	0	3,051 (min)
" B	50	200. 200	?	500+	1,500(")
Signet Clerk A	0	200. 320	50	250+	820(")
" B	0	50	50	90+	190(")
French Secretary	67	0	(1,095)	?	?
German Interpreter	50	0	(1,095)	?	?
Secretary of State	100	700	1,095+967	2,800~4,000	4,800~6,000
Lord Steward	100	?	1,845	?	2,000+
Treasurer	124	750. 700	1,845	?	2,719~3,419
Comptroller	108	900. 1,000	1,845	?	3,853 (min)
Cofferer	144	1,000	850	?	1,994(")
Clerk of Greencloth	44	—	850	?	894(")
Sergeant Porter	11	52	160	?	223+
Knight Marshall	—	400. 182	21	?	603+
Lord Chamberlain	100	3,600. 67	1,095	?	4,862 (min)
Vice-Chamberlain	67	?	390	?	457+
Groom of the Stole	33	2,000	1,700	?	?
Treasurer	27.153.	350~400	390	?	970 (min)
Gentleman Usher	120	100	317	?	537+
Navy: Treasurer	271	200+. 900+	—	350	1,600+
Comptroller	155	35+	—	?	258+
Surveyor	145	35+	—	?	228+
King's Remembrancer	56	46. 5. 289	—	?	600+
Clerk of the Pipe	47	123. 3. 60	—	1,000	1,500+
Receiver-General	20	140	—	200	360+
Auditor of the Receipt	317	?	—	1,100	1,500
Lord Keeper	—	300. 1000. 240	420. 12.	100. 800.	3,000 (min)
Six Clerk	—	—	—	?	2,000+
Puisne Judge	188	—	—	1,194	2,000+ ?
Chief Prothonotary	—	—	—	1,500~3,000	6,000+ ?

G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 204~210 より作成

いわゆる「宮廷」の問題 (若原)

であった。であれば「宮廷」を論ずるさい、権力論が必要不可欠なことは自明の理といわねばならないが、しかし、その課題を果たすことは、もっぱら筆者の能力からして他日を期するほかない。ここではまず、「宮廷」がそこに参画する官職保有者にとつて、重要な家政上の意義をもった点に注目することから入りたい。官途につき、権力の一端に連なることは、支配層に属する誰もが念願するところであったが、官職保有者は、同時にそこから種々の官職収入、役得、利権をひきだすことが可能であった。かれらが官職収入を家産の重要な構成要素と見なしたことは事実であり、むしろ、そこにより大きな意義を認めていた形跡すら伺えるのである。

では、官職収入の実態はいかなるものであったか。当時、およそ給与体系といったものは存在せず、官僚の役務に対する手当、報酬類の支給方式は、いずれも複雑多様をきわめていた。その実態は、現代人を当惑させるに足るのであったといわれるが、表 9 は、主要官職の諸収入を項目別に示したものである。金額はいずれもエイルマーの推計に依拠しており、算定不可能なもの、収入自体が判明しない個所など多々あるとはいえ、官職収入の態様を把握する上では十分有効であろうと思われる。

(i) Fee (or Salary) まず官職保有者は、国王から Fee

の支給をうける。これは、後述の fee とは区別しておかねばならない。その金額にはかなりの幅と個人差があり、必ずしも、地位や職務の重要性には対応しなかったようである。また財政難その他の事情で支給が停止され、支給残額 arrear として蓄積されることもあった。

(ii) pension-annuity 両者の区別は明確ではない。annuity が一応の定期性をもったのに対し、pension はより一時金の性格が濃厚であったといわれるが、いずれも国王の賜物 favour であり、玉璽によって財務府より給与された。その職務に対する報酬と考えられるが、国王の恩恵 bounty がつづく限り、それとは無関係に支給されることもあった。しかし、いずれの場合も個々の差がはげしく、一般に安定した収入とはいえなかったようである。

官職保有者が、各種の独占、特許類 grant・patent・lease の獲得に狂奔したことは、このような事情とも関連するであろう。独占、特許は、それ自体が莫大な利権収入の機会を提供するものであったが、同時にまた、国庫からの正規の手当が一般に不安定であり、退官後は寛束ないという状況に対する自衛手段の側面をもち得たからである。要するに Fee・pension・annuity のみならず、各種各面での grant・patent・lease も実質的には給与の一部をなす、それらが全体として相互補完的な関係にあったものと

考えられる。

(iii) Diet (or Board wages) 国王が、一日二回の食事に各々二四皿 meat-dishes に手をつけるが、その周辺に廷臣が侍して相供するという宮廷内の慣行にもとづくものである。高位官職順に相応の皿数が供され、欠席がつづけば貨幣で支給されることがあり、現実には、これも給与の一部をなしたのである。しかし、非常に浪費的な慣習として、しばしばその節減が論議されていた。

(iv) fee-gratuity はじめ fee は司法諸機関内で、法的手続の各段階ごとに支払われる手数料であったが、一七世紀には中央行政諸部門においても fee system が一般化し、書類の作成と送付の各過程で fee の払受がおこなわれていた。fee と gratuity の区別は明確ではない。gratuity は非公式の謝礼ともいわれるが、結局は、その程度と金額差による区別ではなかったかと考えられる。gratuity がある期間つづくと、fee としての扱いに移行している例があり、また、同じサービスに対して fee と gratuity が同時に支払われる場合もあった。

当時、物価高騰化の趨勢と相俟って、fee のつり上げが公然とおこなわれ、また官吏の中には、法外な gratuity を取得して悪評を買うものがあつたとされた。これは、前述の Fee や正規の fee が概して低額であった事情とも一致する。取引条件として王室への融資 loan を命ずる事例もあった。いづれにしろ、fee および gratuity の実態も、それに対する非難、告発のあり方も、共に一様ではなかった事実注目しておくべき。

官職をその収入面から等級づければ、五百〜一千ポンド程度が中位、一〜二千ポンドが高位、それ以上は超高位ということになる。しかし、収入の実際のあり方からすれば、表示された項目と金額のみでは個々の実収入は必ずしも判明せず、単純な等級化は、さほどの意味をもたないことも同時に認めねばならないのである。

一七世紀初期の官職収入は、きわめて複雑多様な形態をとり、同じ地位、役職でも、そこにはかなりの個人差が見うけられた。Fee-pension-annuity など正規の金額は概して低く不安定であったとしても、地位と立場の活用次第では高額の実収入を取得することが可能であり、その上宮廷人には、各種の特権、利権から莫大な収益確保のみちも開かれていたのである。そのようなものとして「宮廷」は、当時の貴族、ジェントリー層にはきわめて有力な資産蓄積の場と評価され、何人も、そこでの地位獲得を仰望したのであった。

では、これらの官途につくには、いかなる方法があり得たであろうか。人はいかにして官職を獲得したか、という

いわゆる「宮廷」の問題(若原)

関連したが、しかしその取得の姿勢は、しばしば官僚の汚職、着服に連なる側面を伴っていた。一六〇六年、一六一四年の議會は、いづれも fee の高騰化をとり上げてこれを糾弾し、政府もまた一六一〇年以降、表向きには実態調査と規制に着手した。財務府内部でも、fee の問題では絶えず論議が繰り返されたのである。

しかしながら、fee や gratuity をめぐる論議には多くの場合、宮廷内の派閥抗争が絡んでいた事実にも留意せねばならないであろう。すなわち、宮廷内主流派の利権独占や fee-gratuity 取得のあり方に対して、反対派がその腐敗ぶりを暴露し、政敵攻撃の恰好の素材としたのである。事実、一六二二年における F・ベイコン失脚の発端は、その過度の gratuity 受領に対する告発であったといわれ、また大蔵卿として fee の是正を提言した L・クランフィールドは、次の議會では、自らの利得問題で反対派からの糾弾をうけたのであった。

また、fee に対する実態調査とその不正摘発が、王室財政上の要請と絡み合う場合もあった。チャールズ一世は一六二六年、fee に関する規制令を発したが、そこには規制と同時に、違反者からの罰金徴収で収入増をはかる意図があつたといわれる。あるいは一六三四―三五年の汚職事件に見られるように、議會と委員会が告発したものを国王問題である。

いうまでもなく、全官職の任命権は、形式的には国王の掌中にあつた。官職は、すべて国王の贈与 gift として臣下に授与される。しかし、名目的にそうであっても、官吏任免にはしばしば宮廷内の勢力関係が絡み合い、現実には、かなり錯綜した様相を呈したのである。

まず最高位官職は、ほとんどが国王による直接任命であるが、それに次ぐ官位になると、国王は認可 formal approval を与えるのみで、実際には部局長官、有力廷臣による人事の先行する場合が多かつた。さらにそれ以下の中級、下級官吏になると、名目的にすら認可なしの異動が、ごく頻繁におこなわれていた。一種の sub-infundation である。このことから、宮廷内には、人事にまつわる係争が絶えなかつたようである。まず、現場の官職任命権がしばしば重複、錯綜し、これが廷臣間の派閥抗争に結びつく場合が見られた。実力者にとっては、各部署内で官吏任命上の主導権を掌握することこそ、パトロニヂのあり方を確認し、自派の勢力伸長をはかる機会だったのである。また、一六三〇年代に見られたように、王権自身が事実上の任命権減退に焦慮し、高官による任命範囲を限定して、自らパトロニヂの再編強化にのりだす事態も生じていた。この場合、国王自ら宮廷内の反目をかき立てる結果と

くための有力な一方法であったが、しかし、これのみが単独でおこなわれたというより、パトロニヂをはじめ、王室への融資の見返り、特殊技能の売込みなど、他の諸要因との絡み合いで実現したものと考えるべきであろう。⁽¹⁸⁾

官職購入には、二つの意味合いがあった。一つは、猟官者が自らその官職につく意図をもっている場合であり、他は、一旦その職務につきながら、当初から転売の機会を狙うという投機的性格をもつものである。この場合、有力廷臣とその周辺は、しばしばその転売を仲介する官職ブローカーの役割を果たすことであろう。⁽¹⁹⁾ また、これと関連して売買のさい、購入者 Payer の方はともかく、支払金受取側 Payee の事情はかなり複雑であったことに注目しておきたい。というのは官職現保有者のほかに、国王、パトロニ、当該部長官、次官、幹旋人などが、いずれも各自の利害を主張してこれに関与したからである。購入者は主たる支払先のほか、運動費、仲介料、謝礼、認定料などを他の数カ所にも納入せねばならず、しかもそのいくつかが重複し合っていたため、ここでもまた相互間の紛糾が絶えなかったといわれるのである。⁽²⁰⁾

イギリスにおける官職売買は、テューダー朝の両ヘンリー期にとくに活発化したとされている。その後一時は下火となったが、しかしステュアート朝に入り、ジェームス一

世期にその最盛時を迎えた。爵位、称号の乱売と並んで多面的な官職売買が宮廷内外で盛行したが、そのさい権臣パッキンガムはその直中にあり、最も強力な官職ブローカーとして振舞ったのである。当然、これに対しては各方面からの非難が集中し、一六二二年以降、議会におけるパッキンガム攻撃の動きが具体化するに至った。しかし、この非難と攻撃の姿勢にも、前述とほぼ同様な利害関係と派閥の消長が絡んでいたことに注意せねばならないであろう。というのは、この時点で一度パッキンガム批判に加った面々が、のちパッキンガムと克蘭フィールドの間に対立関係が生じたさい、その後の利害関係から前者と組み、後者の弾劾に回った事実に接するからである。議会派の闘士と謳われた E・サンディヤ E・クックも、決してその例外ではなかった。⁽²¹⁾ これは、官職売買に対する非難が、何ら原理的次元から発したものでなかったことを物語っている。それはむしろ、その時点で「宮廷」の恩沢に浴し得ない疎外派の、利権享受の機会豊かな「宮廷」派に対する敵対意識の表現ではなからうか。現時点では決定的な議論は避けねばならないが、「宮廷」対「地方」の対立とは、このような宮廷内の官職と利権をめぐる対立であり、とくに疎外派(すなわち「地方」派)からの、勢力挽回を策する挑戦ではなかったであろうか。そして、「宮廷」対「地方」とい

う対極概念は、このような次元の対立を把握し、理解するためには、きわめて有効かつ適切なものと考えられるのである。

なお一六三〇年代に入ると、ロード・ストラフォード体制下の政府は、官職取引抑制の方向を示しはじめた。これは、あくまで王権本位の財政再建策の一環であり、他の諸政策と共に、廷臣レベルにおける利得範囲の削減化を意図するものであったといえよう。しかしその結果は、従来それなりに存在した宮廷内の利害均衡を突き崩し、⁽²²⁾ さらなる種の反王権的雰囲気醸成を促すことになるのである。

- 註(一) L. Stone, *op. cit.*, pp. 403-448. L. Stone, "The Fruits of office: The Case of Robert Cecil, First Earl of Salisbury, 1596-1612", in F. J. Fisher (ed.), *op. cit.*, pp. 89-116. M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 375-400. P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 42-45.
- (二) G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 203.
- (三) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 100-162.
- (四) L. Stone, *The Crisis of Aristocracy*, pp. 418-423. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 162-164.
- (五) M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 380-387. L. Stone, *op. cit.*, pp. 405-406, 426-435. G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 165.

ふすむの「高冠」の問題(其四)

- (六) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 169-170.
- (七) fee は高級職に対して、gratuity は中・下級職に対して支払われる場合が多かったともいうが、決して一般化したという方ではない。上・下いずれを問わず、gratuity は非公式ながら最も重要な官職収入の一つであったといえよう。また、年頭その他特別のさいに届けられる present も実質収入の一つとあびられるが、gratuity・present とは「ついで bribe の性格が随伴する」ともいえる。G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 178-180.
- (八) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 182-185.
- (九) J.P. Kenyon, *The Stuart Constitution*, pp. 28, 93. J.R. Tanner, *op. cit.*, p. 290. M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 286-287, 460-468.

- (十) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 193-194.
- (十一) 例えば大法官庁にかけの官職任命権は、国王、大法官 Lord Chancellor、記録保管局長 Master of the Roll の間で分有されていたが、大法官は約四〇近五 Master-ship・Curatorship の事実上の任命権を握り、記録保管局長は二〇前後の Clerkship に対する任命権を認められていた。G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 70-71.
- (十二) L. Stone, *op. cit.*, pp. 400-403. P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 42-43.
- (十三) P. Zagorin, *op. cit.*, p. 47. G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 70.
- (十四) M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 158-160. L. Stone, *op. cit.*, pp. 103-116.

- (15) L. Stone, *op. cit.*, pp. 445-449. G. E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 81-83.
- (16) A. F. Upton, *Sir Arthur Ingram, 1565-1642*, 1961, pp. 79-106.
- (17) 宮廷内の勢力関係とその消長については、M. Prestwich 著、A. F. Upton の前掲一書が詳細である。
- (18) R. H. Tawney, *Business and Politics under James I, Lionel Cranfield as merchant and minister, 1598*, pp. 201-203. G. E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 237-238.
- (19) G. E. Aylmer, *op. cit.*, p. 229.
- (20) 大法官庁の Six clerk 職を入手するために購入者は、記録保管局長官、現保有者、その相続人らに計六千ポンドを、大法官に仲介料として五百ポンドを支払ったといわれる。G. E. Aylmer, *op. cit.*, p. 227.
- (21) M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 435-436. G. E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 229. P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 58-59.
- (22) G. E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 230-233, 239.

三 官職保有の意義

「宮廷」の概要について略述し、そこでの官職収入、官職取得のあり方などに触れたあと、われわれはさらに可能な限り実態にそくしながら、官職保有のもつ社会的、経済

表 12 父系の階層、在職中の昇進

貴族	9	貴族	24
準男爵	—	準男爵	9
ナイト	32	ナイト	64
エスクワイア	57	エスクワイア	69
ジェントルマン	29	ジェントルマン	14
一般市民、他	32	一般市民、他	5
不明	35	不明	9
計	194	計	194

G. E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 263-265 より作成

表 11 官職保有者の所属階層 (1625~1642)

階	層	官職保有者数	総 計	%
俗 人 貴 族	族 子	52	206	25.2
俗 人 貴 族 の 長	子	2	15	13.3
主 教	教 士	2	53	3.8
アイルランド・スコットランドの伯爵	士 爵	14	65	21.5
準 男 爵	爵	29	475	6.1
ナ イ ト	ト	244	2,000~2,400	12.2~10.2
エ ス ク ワ イ ア	ア	750	10,000~14,000	7.5~5.4
ジ ェ ン ト ル マ ン	ン	300	16,000~22,000	1.9~1.4
		1,400	26,000~40,000	5.4~3.5

G. E. Aylmer, *op. cit.*, p. 324.

い わ ゆ る 「宮 廷」 の 問 題 (若 原)

的意義について、問題点を確認していききたいと思う。そこでまず表11と12であるが、前者は、一六二五~四二年の中位以上官職保有者の階層分布を示したものであり、後者は、サンプリングされた一九四名について父系の階層、本人の在職中の階層移動について見たものである。

ここで第一に確認し得る点は、半ば自明のこととはいいながら、一六三〇年代の官職保有者の大半は、貴族およびジェントリー層に属したことである。エイルマーの試算にしたがえば、七〇%前後がジェントリー以上の階層で占められ、本人が在職中に昇進したものを考慮すると、九〇%以上にも達するのである。そしてさらに、この官職の取得と保有がパトロニゼ、官職売買などを通して実現されることにより、後述の「叙位のインフレーション」Inflation of Honours 現象と並んで、当時のイギリス支配層の社会的流動 social mobility を媒介したという事実である。当時の支配層すなわち貴族、ジェントリー、ロンドン商人らの各階層は、いずれも官職取得とその保有に執心し、「宮廷」は、これら諸階層が入会交流点をなしたのである。かれらは、各々その官位と権限の上では格差をもちながらも、そこでは全体として一つの階級を構成したといえよう。

「叙位のインフレーション」とは、当時、王室による財政難打開策の一つとして、爵位や紋章の乱売がおこなわれた現象で

表 13 ナイト・準男爵・アイルランド貴族の創設

	ナイト	準男爵			アイルランド 貴族
		イングランド	アイルランド	スコット ランド	
1558~1603	878				3
1603~1603末	937				2
1604~1605	317				
1606~1610	304				
1611~1615	201	93			1
1616~1620	563	51	4		14
1621~1625	393	60	30	21	61
1626~1630	226	88	11	65	
1631~1635	124	1	1	20	2
1635~1640	100	2		26	
1641	119	69			
1603~1641	3281	364	46	132	80

L. Stone, *The Inflation of Honours*, pp. 67~68 より抄出

表 15 イングランド貴族数

	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	計
1603		1	16	2	36	55
1609		1	25	3	51	80
1615		1	27	2	51	81
1628	1	1	65	10	49	126
1639	1	1	61	8	44	115
1641	2	2	60	6	51	121

L. Stone, *The Crisis of Aristocracy* p. 758 より抄出

表 14 紋章所持者の創設

年代	創設数
1560~69	580
1570~79	740
1580~89	700
1590~99	300
1600~09	440
1610~19	440
1620~29	340
1630~39	240

L. Stone, *op. cit.*, p. 68

ある。これは、ロンドン商人、地方地主層のジェントリ
化と、ジェントリー層の貴族化とを著しく促進し、総体と
して貴族、ジェントリー数の急増化をもたらしたのであ
った。⁽³⁾官職取得の問題とこの「叙位のインフレ」とは、一応
別個に考察されるべき側面をもつが、しかし現実には、相
互が密接に関連しつつ進行したことに留意せねばならな
いであろう。事実、この時点におけるロンドン商人層のナ
イト、エスクワイア化は顕著な趨勢であり、また同時に、
ナイトおよびエスクワイア層の中堅官吏への進出も否定し
がたい動向であった。

「宮廷」における官職取得とその保有は、このようにイ
ギリス支配層間の社会的流動性を媒介し、その導管として
の機能を果たしたのであった。そしてその意味では、この
時点におけるイギリス「宮廷」は、すでに旧来からの貴族
層のみによって構成される固定的、封鎖的な集団ではあり
得なかった点をも、同時にここで確認すべきなのである
う。

第二に注目される点は、官職の売買および保有は、階層
自体の流動と共に、階層間の富の移動をも媒介したことで
あろう。それは一つには、地代、封建的賦課、関税その他
諸課税によって国民各層から調達された王室財源が、*Fee*
pension・*annuity* といふかたちで官職保有者に放出
されたという意味であり、第二には、官職売買自体が、
支配層内部の富の移動ルートをなしたという意味であ
る。

そこで次の諸点を設問し、可能な限り数的な確認を試み
ておきたい。すなわち、(一)官職保有を媒介として、年間ど
の程度の金額が移動したか、(二)それは、王室財政中どれほ
どの比重を占めたか、(三)それは、当時の貴族およびジェン
トリー層の総収入中、どれほどの割合を占めたか、という
三点である。

まず、官職を媒介とする年間の金額移動であるが、表 16
は、一六三〇年代に王室財源から官職保有者に支給された
年間給与推定額を項目別に示し、その総計を求めたもので
ある。これが年間三四〜三六万ポンドとなっている。また
表 17 は、中央政府諸部門における *fee* と *gratuity* の推定

表 16 官職保有者への給与支払推計 (1630年代)

Annuities and pensions	£ 131,100
Perpetuities	5,300
Fees	41,600
Defalcations	53,900
King's Household (Diet, Fees, Wages)	37,000
Queen's Household and Chamber	9,300
Prince's Household	7,100
Chamber	17,300
Gentlemen Pensioners	6,000
Great Wardrobe (liveries, wages)	6,000
Works	1,100
Robes	500
Navy (officers)	1,000
Forts and Castles (officers)	1,900
Ambassadors and Agents	20,000
Extra Diet	7,100
Keepers of Houses, Parks, Gardens	5,000
	£ 340,000
	~360,000

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 249.

総計額を示したものであるが、これが年間約二八〇三七万ポンドである。この双方を加算すると六二〇七五万ポンドとなるが、一応これを、官職保有者が年間に取得した概算額と見なすことができよう。これらはいずれもエイルマーの推計にもとづくもので、現在われわれは、このような算定自体の信憑性を検証する手段はもちがせていない。し

かし、まず問題の輪郭を探るといふ小論の意図に照らせば、十分に有効な資料と考へ得るのである。

次に、この官職収入類の王室財政中に占める比重であるが、まず表 18 によれば、一六一〇〜三五年の王室財政規模は年間およそ五〇〇〜六〇万ポンド程度であるから、国庫から官職保有者への支払推計三四〇〜三六万ポンドは、その六〇〜七〇%程度ということになる。もっとも一六三五〜四〇年の王室収入は、この数字より二〇〜三〇万ポンドは高額に見積ることが可能である。というのは、「徹底政策」Thoroughのもとで強行された公債収入、船舶税収入、さらには後見裁判所収入の増強分などを見込み得るからである。

では、貴族およびジェントリー層の総収入中、官職収入の占める割合はどの程度であったか。まず貴族、ジェントリー層の総収入額については、一六三三年時点の推定額を表 20 に掲げてみた。これによると、その年収入総計は七四〇〜九三〇万ポンド程度であるから、前掲の官職収入総計六二〇七五万ポンドは、せいぜいその七〜一〇%程度ということになる。周知のように、官職保有ジェントリーが上昇し、単なる土地所有ジェントリーは没落化することを説いて、ジェントリー論争の口火を切ったのはトレヴァー・ローパーであった。しかし、この数字が示すところでは、

いわゆる「宮廷」の問題 (若原)

表 17 中央政府諸部門における fee. gratuity (1630年代)

	(min)	(max)
Chancery	£ 45,000	£ 60,000
Wards	22,000	25,000
Exchequer	38,000	45,000
King's Bench and Common Pleas	55,000	65,000
Central Executive	15,000	25,000
Law officers	5,000	8,000
Central and regional courts	52,000	60,000
Customs, revenue farms, monopolies	25,000	35,000
Spending departments	20,000	50,000
	£ 277,000	~ 373,000

G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 246~249.

表 18 王室財政収支概況 (£ 1,000)

	総支出	総収入
1610	518	462
1614	523	424
1619	442	489
1623	490	562
1635	637	607

S.R. Gardiner, *History of England*, Vol. X. p. 222.
F.C. Dietz, *English Public Finance*, pp. 380-395.

表 19 後見裁判所の増収 (£)

	総収入	純収入
1603	35,480	12,156
1608	33,925	17,319
1613	25,781	23,208
1625	44,540	36,731
1626	54,831	46,651
1627	57,145	49,069
1637	68,038	61,972
1638	73,006	66,724
1639	96,842	83,084
1640	95,070	76,274
1641	80,432	69,297

H.E. Bell, *An Introduction to the History and Records of the Court of Wards & Liveries*, p. 193 Table I. より抄出

官職収入全体の比重はさほどのものではなく、官職保有を直ちにジェントリー層一般の興隆要因とするその所説には、まずは懐疑的ならざるを得ないのである。しかしながら、ここで次の諸点に注目しておきたい。一

表 20 イングランド支配層の年収入推定 (1633)

階 層	人 口	年平均収入	計
俗 人 貴 族	122	£ 6,000	£ 732,000
主 教	26	950	25,000
貴族長子, アイルランド, スコットランド爵位保持者, 準男爵	305~310	1,500	460,000
ナ イ ト	1,500~1,800	800	1,200,000 ~1,440,000
エ ス ク ワ イ ア	7,000~9,000	500	3,500,000 ~4,500,000
ジ ェ ン ト ル マ ン	10,000~14,000	150	1,500,000 ~2,100,000
			7,400,000 ~9,300,000

G.E. Aylmer, *op. cit.*, p. 331.

つは、官職からの収入規模には、個々に非常な格差があったことである。全体の割合が低位であったとしても、個々の次元ではそれが重要な収入源をなし、家産蓄積上の意義を十分担っていた事例を数多く見いだすのである。第二に、この官職収入は、貴族およびジェントリー層の他の諸分野からの収入と、決して対立的なものではなかったことである。当時、上昇部分に属するほどの貴族、ジェントリー層は、官職からの諸利得に執心すると同時に、いずれも土地経営の合理化と多様化に努め、さらに他の経営分野をも開拓して、そこからの収益増大化を企図したのであった。ジェントリー層による多角的経営の実態については、今日ではいくつかの研究成果を数えることができるが、当時の貴族層の実業部門への関与についても、ストーンによって示した表21に見られるように、その状況は次第に明らかにされつつあるといえよう。かれらが、官職収入をその多面的収入源の一環と見なし、きわめて実利的な姿勢でこれに臨んだとしても、決して不可解なことではなかったのである。

表 21 貴族の実業界への関与

	1603 以前		1603~1639		計	
	—	%	—	%	—	%
調 査 家 族 数	73	—	85	—	158	—
鉱 山 業 そ の 他	27	37	13	15	40	25
干 拓 事 業	8	10	7	8	15	9
都 市 商 工 業	13	18	10	12	23	15
船 舶、貿 易 業	15	21	7	8	22	14
カ ン パ ニ ー 投 資	45	62	55	65	100	63
計	57	78	60	70	117	74

L. Stone, *The Crisis of the Aristocracy*, Appendix xvii

近代的傾斜を示すに至ったものと考えざるを得ないのではなからうか。われわれはここでもまた、一七世紀のイギリス「宮廷」が、旧階級の特権的利害のみを具現する前近代的存在では、最早あり得なかつた事態に着目すべきである。

- (1) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 263-265, 322-325.
 (2) P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 42-43. L. Stone, *op. cit.*, pp. 398-402.
 (3) L. Stone, *Social mobility in England, 1500-1700. (Past and Present No. 33, 1966.)* pp. 16-55. L. Stone, *op. cit.*, pp. 65-128. A. Everitt, *Social mobility in early modern Britain (Past and present No. 33, 1966.)* pp. 56-73.
 (4) L. Stone, "The Inflation of Honours, 1558-1641", (*Past and Present No. 14, 1958.*) pp. 67-68. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 260-265.
 (5) P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 52-53. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 226-227.
 (6) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 245-250.
 (7) F.C. Dietz, *English Public Finance, 1558-1641, 1932.* pp. 296-303. H.E. Bell, *op. cit.*, pp. 46-66. S. Dowell, *History of Taxation and Taxes in England, 1965.* Vol. I. pp. 210-215.
 (8) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 326-331.

- (6) H.R. Trevor-Roper, "The Elizabethan Aristocracy: An Anatomy Anatomized". (*Eco. H.R. 2nd. Ser. Vol. III, No. 3, 1951*) H.R. Trevor-Roper, "Gentry 1540-1640", (*Eco. H.R. Supplement I, 1953*).
- (10) ジェントリー論争は、今日なお結着を見てはいないが、しかし上昇が、没落かどう短絡的な議論の段階からいっせ早く脱皮し、貴族およびジェントリー層の実態分析、官職保有の具体的検討、「宮廷」対「地方」論の展開など、各分野でむしろその副産物ともいへべき総り豊かな研究成果を輩出し、今日に至ってうるべきであろう。
- (11) M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 375-422. A. Upton, *op. cit.*, pp. 79-106. P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 60-62. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 283-322. L. Stone, *op. cit.*, pp. 403-441.
- (12) J.T. Clift, *The Yorkshire Gentry from the Reformation to the Civil War, 1669*. A. Simpson, *The Wealth of the Gentry 1540-1660, 1961*. L. Stone, *op. cit.*, pp. 335-384. 浜林正夫「増補版イギリス市民革命史」(未來社、一九七一年)、越智武臣、前掲書、参照。

四 「宮廷」対「地方」

官職保有を中心に概観した「宮廷」の大意が以上のごときものとすれば、では、この「宮廷」に対する「地方」の

(一)、まず、現に「宮廷」で有利な官職および利権の享受者であるか否かが、対立の主要な要素をなしたことである。より有利な地位にあるもの、それへの昇進を希求し得る位置にあるものと、その機会に与らないもの、あるいはそれを剝奪され、復位の望みを絶たれたものとの対立である。それは同じ体制内の対立であり、その意味では、支配階級内部の対立と表現することもできよう。この対立には、原理的な相違点は何ら存在しない。そして議会は、しばしばこれら体制内不満派、すなわち「地方」派の活動拠点となるのである。われわれはその好個の事例として、E・クックの場合を見ることができよう。

一六二一年以降、議會派の闘士として活躍したクックは、一五九四年に競争者F・ベーコンを抑えて法務長官に就任して以来、民訴裁判所、王座裁判所の首席判事を歴任した宮廷人であった。コモンロー至上主義を唱え、ジェームス一世の裁判干渉に反対したことからその立場を悪化させ、一六一六年に罷免されるが、かれの「宮廷」への執着はすさまじく、その後しばらくは、復位また転職のために奔走した形跡が認められるのである。クックが「地方」派に走り、下院議員となるのは、その復職運動が明白な失敗に帰した数年後のことであった。「宮廷」対「地方」とは、何よりも猟官運動における勝者と敗者の対立であったとい

い、いわゆる「宮廷」の問題(若原)

対立とはいかなる内容の対立であり、また、いかなる次元のものと考えらるべきであろうか。現在、この問題に十全なかたちで検討を加えることは困難ではあるが、ここではまず、一六一〇〜三〇年代の対立と、一六四〇年代の対立を区別した上で、いくつか問題点を提示していきたいと思ふ。両時期の対立をはじめに区別する理由は、一六三〇年代までの対立が、イギリス革命期の対立に連結するものであるか否かの検証を意図するからである。

但し、まず留意すべきは、「地方」概念自体のあり方についてであろう。これまでのところ、「地方」の概念は「宮廷」に劣らず曖昧であり、論者によって個々に扱われている状態であるが、ここでは「地方」をあくまでこの対極概念に固有のものとし、「宮廷」をめぐる一対立要因として「地方」を位置づけることにする。「宮廷」があり、これに対立するものとして、はじめて「地方」が存在するのである。したがってしばしば見られるように、「地方」概念の中に土地所有、農村工業、地方ジェントリー、州共同体といった各々異なった次元の諸要素を、ただそれらが地方的現象というだけで無原則に混入する方法は避けることにしたい。

一六一〇〜三〇年代に貴族、ジェントリー層を「宮廷」対「地方」に分裂、対抗させた要因は何であったか。

えよう。そして新たな対極概念は、この次元の対立を把握する上ではきわめて有意義なのである。

(二)、しかし、同時に注目しておきたいのは、「宮廷」対「地方」の対立関係は流動的であり、決して定着したものではなかったことであろう。双方とも、各々の地位保全と致富をめざし、そのため宮廷内に自らの位置づけを志す。この同じ方向性の上に立つ競争が、各時点における「宮廷」対「地方」の関係を形成するのである。したがって対立は流動的であり、今日の「宮廷」派は、状況の変化で明日は「地方」派に転ずるかも知れず、また、その逆もあり得たのである。バックinghamとのパトロニヂを支えに大蔵卿に昇進した克蘭フィールドが、その関係悪化と反対派の攻勢で失脚し、そのさい議會派のE・サンディらが、逆にバックinghamと同盟して利権回復を策した経緯は、その顕著な事例といふべきであろう。

(三)、「宮廷」と「地方」の対立には、パトロニヂの問題が関連した点にも留意すべきである。双方の対立と相互移行には、ほとんどの場合、「宮廷」におけるパトロンの消長が絡んでいたのである。政争に敗れた有力者の失脚後、これとパトロニヂの関係にあったものが、なお宮廷内の地位に留めることは不可能といつてよく、パトロンと共に「地方」派への移行を余儀なくされていた。しかしそのさいで

表 22 官職保有者の党派別分類 (1625~1641)

	国王派	議会派	中立、その他	計
高位官職保有者(枢密議官、部長官、貴族)	29	6	19	54
中位官職保有者(次官以下、イングランドのみ)	96	42	62	200

G.E. Aylmer, *op. cit.*, PP. 343~344 より作成

も、例えばA・イングラムに見られるように、政変直前にパトロニヂを他に移行させ、巧みに受難を切り抜けるという保身術もあり得たのである。

四、さらに、次の点をつけ加えておきたい。「宮廷」、「地方」双方を問わず貴族、ジェントリ層のうちに、その所領経営と生活姿勢のあり方を、新しい経済的諸動向に連係させていくものと、そうではなく、依然として旧守的、寄生的な生活態度に終始したものとを区別し得ることである。前者は多角的土地経営、商品市場への接触、他産業への積極的関与などにより、資産蓄積に意欲的な姿勢を示すが、後者はこれに対して奢侈と非合理的経営をつづけ、寄生的収入への依存のみを強めながら、次第にその経済的地位を傾

斜させていくであろう。貴族、ジェントリ層の上昇と没落を規定した基本要因は、たんなる官職収入の有無にではなく、それをも含めた、かれらの経済姿勢全般に係るものと考えられるのである。

では、一六一〇~三〇年代に見られた「宮廷」と「地方」の対立は、一六四〇年代すなわち革命期の対立に、そのまま継承されたか否かという問題である。そこでまず、前代までの官職保有者は、革命期に国王派、議会派のいずれに所属したかという点であるが、表22は、サンプリングされた官職保有者の党派別人数を示している。高級および中級官僚とも、やはり国王派に属したものがほぼ半数を占めるが、しかし、議会派にもかなりの数が傾き、また、中立派の多いことが一つの特徴をなしている。これで見られる限り、前代までの官職保有者は、必ずしもその忠誠心や党派意識にしたがい、国王派へ走らなかった事情が推察されるであろう。むしろ、かれらが党派帰属を決定した個々の動機は、きわめて複雑かつ多様であったことが指摘されているのである。

る。また議会派の側でも、宗教的事情のほか、ペンブローク伯との関係、ウエントワースへの敵意など個々の理由は種々であり、また中には、在職中の利得行為に対する弾劾を避けるため、あらかじめ議会派に転じたものもいたのである。克蘭フィールドは、国王派の旧知から再三の誘いをうけたにもかかわらず、失脚時の屈辱を忘れ得ず中立的姿勢に終始したといわれる。他方、イングラムは議会派に属してむしろ積極的な活躍を見せるが、これはかれ一流の状況認識にもとずくと同時に、一六三九年ごろ、パトロニヂをウエントワーズからホランド伯に移行させたことも大きな要因であったといえよう。

結局、双方いずれの場合も、党派帰属の決定的理由を識別することは甚だ困難といわねばならない。ただ一つ、前代までの「宮廷」と「地方」の対立は、革命期の党派構成要因とはならなかった点を確認し得るのみであろう。国王派と議会派の対立は、「宮廷」と「地方」の対立を直ちに継承したものでなかったのである。

それでは、革命期の対立はいかに理解すべきか、という問題が最後に残されるであろう。それは、何をめぐる抗争であったのか。党派帰属の個々の理由は多様であったとしても、なおその根底に、各自の意思決定を基本的に規定した普遍要因が存在したのではないか、という問題である。

いわゆる「宮廷」の問題(若原)

しかし、その点の考察は、本稿の範囲を越える課題といわねばならない。ただ一六三〇年代に属するという理由から、いわゆる「徹底政策」の位置づけについて、一つだけ問題点を提示して終りとしたい。というのはこの議会を無視して強行された専制政治は、それまで「宮廷」内部で、あるいは「宮廷」と議会との間で、それなりに保持されてきた支配層間の利害均衡体制を、一挙に破壊する傾向をもったことである。ここで「徹底」とは、経済的にはある種の財政合理化政策であり、国王パトロニヂの拡大、官職売買抑制、grantの凍結、pension停止など、いずれも廷臣レベルの中間利得と収益範囲を大幅に縮小させ、これを土権の下に集中させる面をもっていた。利権享受の機会を削減された「宮廷」に、各種の不満が蔓延したのは当然であろう。そこに王権からの離反現象がはじまるのである。

またこれと並んで、政府が苦肉の策としてうちだした数々の財源調達政策が、国民各層からのはげしい非難を巻き起こし、これらが相和して、王権への反発を決定的にしたことも事実であろう。そこには、きわめてゆるい枠ながら反国王戦線ともいべきものが形成され、そのうちには、議会勢力を中心とする「地方」派はもとより、ごく一部を除く「宮廷」派もまた、一時的には包摂される事態が生じ

たのであった。長期議会初期に見られた全会一致的な結束は、おそらく、このような状況を反映したものと考えられる。

この長期議会を、国王派と議会派への分裂にみちびいた必然性は何であったのか。両派の対立を、武力抗争にまで発展させた諸要因はどこにあったのか。これら諸問題の解明こそが、事態把握の核心に迫るものというべきではなからうか。

註(1) 両時期の対立を区別する点については、すでに今井宏氏の指摘がある。柴田、松浦編、前掲書、二四七頁。

(2) C.D. Bowen, *The Lion and the Throne, The life and times of Sir Edward Coke*, 1552-1634, 1957, pp. 307-336. G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 61, 352, 364-372.

(3) クランフィールドが「宮廷」で衣裳室長官、後見裁判所長官からさらに大蔵卿に就任し、ミドルセックス伯に叙されたのは、何よりもバックinghamの庇護と推挙によるところ大であった。両者の関係は一六二二年まで良好であったが、大蔵卿として財政危機打開に取組んだクランフィールドは、その pension 停止、grant 凍結策などによって次第に宮廷内の反発をうけ、またバックinghamの不興を買いようになった。その不和を決定化させた原因は、バックinghamの対ス페인婚姻策の不調、戦争政策への転換、財政危機の悪化などであったが、かれの濫費

と軍事費増大に反対したクランフィールドは急速にその寵を失い、宮廷内外に反クランフィールド戦線が形成され、孤立無援のまま利権問題を突かれて失脚、エセックスの所領に退かざるを得なかった。まさに「宮廷」から「地方」への転落であろう。

なおここで興味深いのは、自己権力の強化を狙ったバックinghamが、議会勢力への接近をはかり、E・クックやE・サンディら名だたる議会派の面々が、これと反クランフィールドの線で一致したことであろう。サンディらをバックinghamとの同盟に走らせた理由としては、かれらのヴァージニア煙草輸入特許をめぐるクランフィールドとの確執、その特許喪失という事情があげられる。クランフィールドの失脚は、サンディ派にとって利権回復の機会と目されたのであった。この事実から、「宮廷」と議会の関係もまた流動的なものであったことが知られよう。双方は、つねに定着した対抗関係に立つわけではなかったのである。M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 330-374, 23-468. R.H. Tawney, *op. cit.*, pp. 231-244.

(4) イングラムは、まずソリスベリー伯との関係で官途に就いたが、伯の没後はハワード一族をパトロンとし、その家政部門を担当して一時は親密な間柄となった。しかし、一族の中心サフォーク伯の汚職問題が表面化し、失脚の危機が迫ると今度はバックinghamとクランフィールドを頼り、立場の安泰をはかると同時に、一六一九〜二四年には、クランフィールドを支えにイギリス明礬業 alum industry の独占請負人となった。しかも、クラン

フィールド失脚後なおバックingham派としての立場を守り、やがて、ウエントフォース派へと移行したのであった。イングラムは、そのパトロニチを巧みに転変させながら保身に努めた典型的存在といえよう。しかし、このかれが一六〇九年より下院に議席を占め、長期議会のさいには議員歴九回の最古参であった事実にも、同時に注目しておくべきであろう。

(5) J.T. Clift, *op. cit.*, pp. 49-66, 98-118, 144-165. 拙稿「ジェントリー経営の「断面」『研究紀要』第四集、立教高等学校、一九七三年)

(6) G.E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 337-351, 379-392.

(7) M. Prestwich, *op. cit.*, pp. 565-569.

(8) A.F. Upton, *op. cit.*, pp. 240-256. P. Zagorin, *op. cit.*, p. 70.

(9) G. E. Aylmer, *op. cit.*, pp. 230-239. P. Zagorin, *op. cit.*, pp. 82-83.

結 び

以上、官職保有の問題を中心に「宮廷」のあり方を探り、そこから「宮廷」対「地方」の問題に言及したのであるが、そこで考察し得た諸点を一応まとめおきたい。

(一) 官職収入の実態はさまざまであり、同種の手

当、報酬にも、かなりの幅と個人差が見うけられた。Fee・pension・annuity など正規の給与は概して低く不安定であったが、官職保有者はその他位の利用次第では、fee・gratuity などを通じて高額の実収入を取得することが可能であった。その上、各種の独占、特許類から、莫大な利権取得の機会にも与ったのである。

(二) 官職の取得は、主にパトロニチや売買を通じて実現されたが、それは、当時のイギリス支配層間の社会的流動を媒介するものであった。「宮廷」は、貴族、ジェントリー、ロンドン商人ら各階層の入交う場であり、かれらは、官位と権限の上では格差を示しながら、そこでは一つの階級を構成していたといえよう。また、官職売買と保有は同時に、支配層間の富の移動ルートをも形成していた。貴族、ジェントリー層の総収入中、官職収入部分の占める割合はさほどではないが、しかし、個々にはそれが家産蓄積上の意義を十分担っていた場合が多く、他分野からの諸収入と共に、多角的収入源の一環をなすものであった点に留意すべきである。

(三) 「宮廷」と「地方」の対立とは、宮廷内の地位と利権をめぐる対立であり、その享受者に対する疎外派の挑戦ではなかったかと考えられる。それは支配階級内部の対立であり、そこには、体制をこえる要素は存在しなかった。

新たな対極概念は、この次元の対立を把握する上では有効かつ適切なものといえるであろう。しかし、それは封建貴族に対するブルジョアの抗争というような、二つの社会体制間の基本対立に係わる概念とは、性格と次元を全く異にするものといわねばならない。したがってそれは、基本的な対立概念に直ちにとって代り得る性質のものではない。われわれは、新たな対極概念の有効性については十分評価しながらも、しかしその適用範囲に関しては、きわめて慎重にこれを限定してかからねばならないのである。

もとより本稿は、「宮廷」の実態把握をめざす一試論の域をでるものではない。右の諸点は、ささやかな考察結果の要約であるとはいいながら、むしろ、すべて今後の研究課題を提示したにすぎないものといえるべきであろうか。